

## 長期収載品の選定療養について

診療報酬制度の改正により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者さんが先発医薬品を希望された場合は特別な料金（自費）を頂くこととなりました。

医師が先発医薬品の処方が必要と判断した場合や、病院から後発医薬品の提供が難しい場合などは自費の対象となりません。

特別な料金制度の詳細については別紙を参照下さい。厚生労働省のホームページ（以下QRコード）でも情報を確認できます。ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと

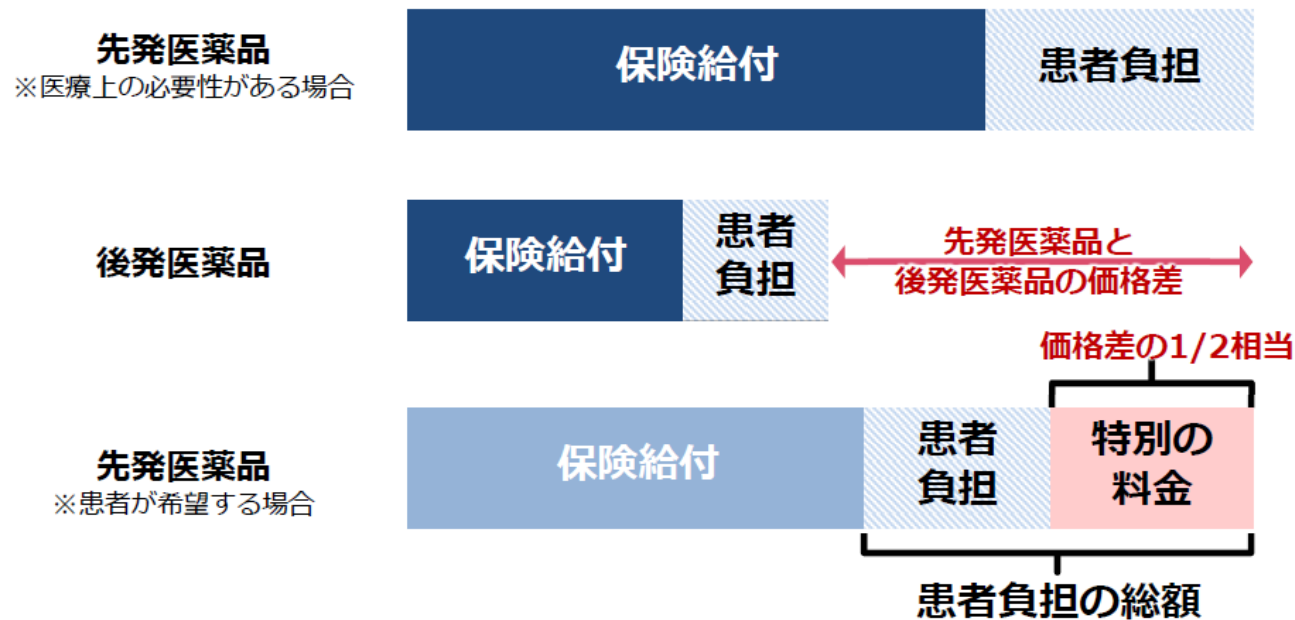


長期収載品の選定療養について（次頁）

## 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、  
差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。